

新旧比較表

■インターネット接続サービス契約約款

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|--|--|--|
| 第15条 (契約者が行う契約の解除) | 契約者は、契約を解除しようとするときは、 <u>あらかじめそのことを</u> 当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。 後略 | 契約者は、契約を解除しようとするときは、 <u>解除を希望する日の10日前までに</u> 当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。 後略 |
| 契約約款附則 | 契約約款附則（平成29年 <u>8月</u> 1日） （実施期日） 1 当契約約款は一部改定し、平成29年 <u>8月</u> 1日より実施します。 後略 | 契約約款附則（平成29年 <u>9月</u> 1日） （実施期日） 1 当契約約款は一部改定し、平成29年 <u>9月</u> 1日より実施します。 後略 |
| 料金表 付則 | （実施期日） この料金表は、平成29年 <u>8月</u> 1日に実施します。 | （実施期日） この料金表は、平成29年 <u>9月</u> 1日に実施します。 |
| 料金表 <u>別表</u> (HFC施設によるもの) | 全てのコースの基本サービス メールボックス 単位 <u>MB 100MB</u> 該当なし | 全てのコースの基本サービス メールボックス 単位 <u>GB 10GB</u> <u>◇すべてのコースの基本サービスの「メールボックス」の容量は、平成29年9月4日までは、100MBとします。</u> |
| 料金表 <u>別表</u> (光施設によるもの) 加茂郡白川町を除く | 30Mコース、300Mコース、1Gコース、マンション光300Mコース、マンション光1Gコースの基本サービス IPアドレス(動的) 1個(<u>春日井局・東名局はグローバルIP、各務原局はプライベートIP</u>) | 30Mコース、300Mコース、1Gコース、マンション光300Mコース、マンション光1Gコースの基本サービス IPアドレス(動的) 1個(<u>プライベートIP</u>) |
| | 全てのコースの基本サービス メールボックス 単位 <u>MB 100MB</u> <u>◇東名局における40Mコース、150Mコースは、平成29年9月1日からサービスの提供を開始します。</u> | 全てのコースの基本サービス メールボックス 単位 <u>GB 10GB</u> 削除 |
| | 該当なし | <u>◇春日井局および東名局における、30Mコース、300Mコース、1Gコース、マンション光300Mコース、マンション光1Gコースの基本サービスの「IPアドレス(動的)」は、平成29年8月31日までに当該コースの利用を開始した場合のみ、1個(グローバルIP)とします。</u> |
| | 該当なし | <u>◇すべてのコースの基本サービスの「メールボックス」の容量は、平成29年9月4日までは、100MBとします。</u> |
| 料金表 <u>別表</u> (光施設によるもの) 加茂郡白川町のみ | 全てのコースの基本サービス メールボックス 単位 <u>MB 100MB</u> 該当なし | 全てのコースの基本サービス メールボックス 単位 <u>GB 10GB</u> <u>◇すべてのコースの基本サービスの「メールボックス」の容量は、平成29年9月4日までは、100MBとします。</u> |